

2002～2003年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成14年～平成15年度



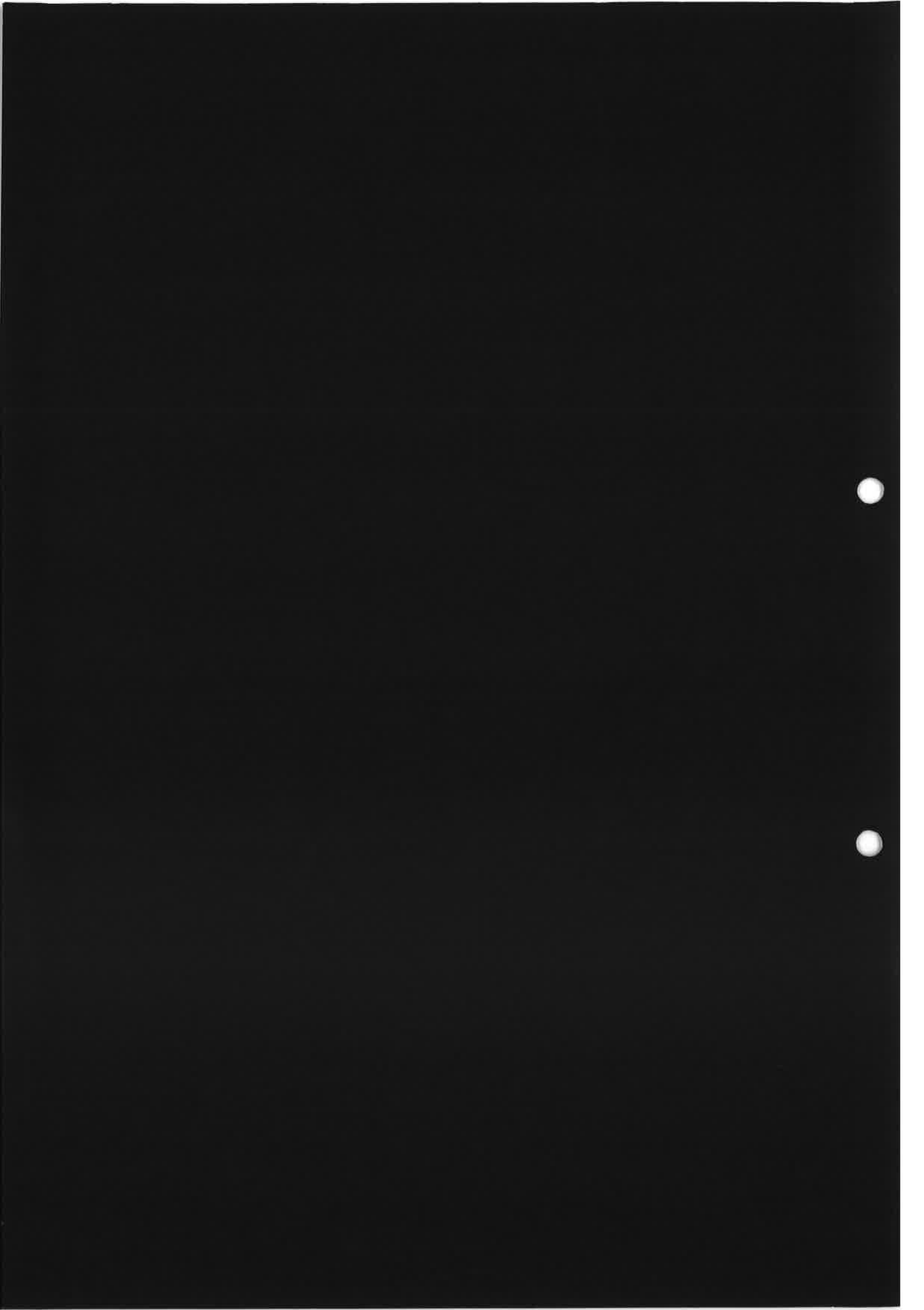
慈愛の種を播きましょう

2002～2003年度国際ロータリー会長

ビチャイ・ラタクル

第2590地区ガバナー 工藤 護

横浜緑ロータリークラブ 会長 市瀬 栄一



2002～2003年

横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成14年～平成15年度



2002～2003年度国際ロータリー会長

ピチャイ・ラタクル

慈愛の心で奉仕と友情

第2590地区ガバナー 工藤 護

横浜緑ロータリークラブ 会長 市瀬 栄一

目 次

活動計画書 会 長	-----	1
活動計画書 幹 事	-----	3
概況報告	-----	4
横浜緑ロータリークラブ組織表	-----	8
S.A.A.活動計画書	-----	9
クラブ奉仕関係		
クラブ奉仕委員会活動計画書	-----	9
出席委員会活動計画書	-----	10
職業分類委員会活動計画書	-----	10
親睦委員会活動計画書	-----	11
雑誌委員会活動計画書	-----	12
会報委員会活動計画書	-----	12
会員選考委員会活動計画書	-----	13
会員増強委員会活動計画書	-----	13
プログラム委員会活動計画書	-----	14
プログラム予定表	-----	15
ロータリー情報委員会活動計画書	-----	17
広報委員会活動計画書	-----	17
社会奉仕関係		
社会奉仕委員会活動計画書	-----	18
青少年奉仕関係		
青少年奉仕委員会活動計画書	-----	18
ライラ委員会活動計画書	-----	19
インターアクト委員会活動計画書	-----	19
職業奉仕関係		
職業奉仕委員会活動計画書	-----	20
国際奉仕関係		
国際奉仕委員会活動計画書	-----	20
世界社会奉仕委員会活動計画書	-----	21
ロータリー財団委員会活動計画書	-----	21
米山奨学委員会活動計画書	-----	22
クラブ IT 推進委員会活動計画書	-----	22
2002-03 年度予算表	-----	23
充填・未充填職業分類表	-----	付- 1
ロータリークラブ定款		

活 動 計 画 書

会長 市瀬 栄一

R I のテーマ「慈愛の種を播きましょう」

R I 会長の年度方針

- ・ ロータリーの仕事をするのは、ロータリークラブとロータリアンであります。
- ・ ロータリーの仕事は、トップダウンでは無くボトムアップが望ましい。
- ・ クラブ活動計画を充実させ活性化するためには全ロータリアンが草の根レベルから立ち上がって活動することです。
- ・ R I の今年度マークは、クラブ奉仕が根っこ、職業奉仕が茎、社会奉仕が葉っぱ、国際奉仕は花を示していると私は解釈しております。

地区の年度方針

1. 会員の拡大増強
2. 教育研修
3. クラブの活性化
4. 広報活動の強化

以上のR I 及び地区のテーマと方針に従い、横浜緑ロータリークラブのテーマとして
「慈愛の心で奉仕と友情」

- ・ クラブに対して慈愛の心を持とう
- ・ 職場に対して慈愛の心を持とう
- ・ 地域に対して慈愛の心を持とう
- ・ 世界の人々に対して慈愛の心を持とう

方針

1. 出席することが楽しい例会にしましょう
 - ・ お互いのことをより深く知り合う機会を多く作る
親睦・会員による卓話・フォーラム
2. お互いの職業を理解し合おう
 - ・ 仕事の交流・職業紹介
3. 新しい友人を増やそう
 - ・ 会員増強・退会防止

ロータリークラブの活動は 1 年ごとであるが、継続しなくては成果の上がない活動については次年度に引き継ぎ、より成果を挙げることが必要だと思います。加藤年度の方針の退会防止、会員の奥様方の参加、例会の時間帯の検討等々については今年度も引き続き継続していきたいと思っています。

まず、自分達のクラブで出来る小さな事から一つ一つ実行していくことがやがて芽を出し、葉を付け、花を咲かせることと思います。

具体的には、①ロータリーが職業奉仕団体である意味についての勉強会②お互いを知るためのクラブ協議会、フォーラムを多く開催する③入会候補者名簿リストを 20 人以上確保する④事務所移転の検討（事務局員が気持ちよく働ける環境、会員が気軽に立ち寄れる場所等の理由から）以上の 4 項目について検討及び実行したいと思っております。

最後に会員の皆様をお願い致します。会長 1 人では何も出来ません。幹事をはじめ理事役員、各委員長、委員の方々にご支援を仰ぎ、横浜緑ロータリークラブを更に活性化させ、発展させる様、全力投球する決意です。

ロータリアンとしては甚だ未熟者ですが、自分にとってクラブは「心の砂漠のオアシス」です。「横浜緑ロータリークラブ」を大切に思う気持ちは誰にも負けないと思っております。どうか、皆様方のお力を貸していただきたくお願い申し上げます。

活 動 計 画 書

幹事 鶴岡 武
副幹事 武藤 泰典

この度、ロータリアンとして経験浅く未熟な私が幹事の大役を仰せつかり身の引き締まる思いであります。

一旦決まったからには誠心誠意役務を全うする所存であります。

先ずは、会長活動計画が目的に沿って実施されるよう努力すると共に手続要覧に記されている幹事の職務を遂行いたします。具体的には次の項目を幹事の活動計画と致します。

1. 会員増強を促進、一層クラブの活性化をはかる。
2. SAA、プログラム、親睦各委員会をはじめ他の委員会とも連絡を密にし、スムーズな会の運営をする。
3. 親睦は会員同士の理解と退会防止に極めて重要であり、炉辺会議等懇親の機会を多く設ける。
4. ロータリー本来の異業種交流を更に深めるべく関係委員会とはかり進めていく。
5. フォーラムの回数を増やし、会員の意見を反映する機会を多くする。
6. インターアクト年次大会が 11 月に桐蔭学園高等学校で実施され、我々緑ロータリークラブがホストクラブのためクラブとして応援し、成功するよう支援する。
7. 横浜たまRCのIMをコホストクラブとして支援する。
8. 地区大会コホストクラブとして平成 15 年 4 月の大会に協力する。
9. 森ガバナー補佐を全会員で支援していく為の連絡調整役を務める。

以上、一年間皆さんと一緒に其の都度「四つのテスト」に照合しながら市瀬会長を守り立てて参りたいと思います。

全会員の御協力をお願い致します。

概 況 報 告

幹事 鶴岡 武
副幹事 武藤 泰典

当クラブの概況

1. 名称区域及び所在地

- (1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ
(2) 地 域 横浜市 緑区、青葉区、都筑区。

	総人口	世帯数	
緑 区	164.765	63.454	(平成 14 年 7 月 1 日)
青葉区	281.667	108.526	(平成 14 年 7 月 1 日)
都筑区	165.035	59.680	(平成 14 年 7 月 1 日)
(3) 事 務 局	〒226-0011 横浜市緑区中山町 230 横浜銀行内 TEL 045-933-1651 FAX 045-933-2027		
(4) 例 会 場	青葉台フォーラム 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台 1-5-8 TEL 045-985-2109		
(5) 例会日時	毎週水曜日	12 時 30 分～13 時 30 分	
	但し第 4 週	18 時 30 分～19 時 30 分	

2. 歴代会長、幹事及び会員数、出席率

	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年間平均 出 席 率	備考
創立時	石川 治道	柴田 清	24 名	92.86%	45 年
45～46	石川 治道	柴田 清	24 名	98.58%	6 月迄
46～47	秋田 茂	三澤 君夫	41 名	98.09%	
47～48	小林 安雄	高橋 正文	40 名	94.09%	
48～49	加藤 雅光	名倉 健二	37 名	98.40%	
49～50	鵜川 昇	山下 栄蔵	39 名	97.67%	
50～51	名倉 健二	武藤 松一	42 名	97.38%	
51～52	中山恒三郎	岩沢 幸男	47 名	98.60%	
52～53	三澤 君夫	岡本 健	48 名	98.82%	

53～54	森 善助	浜田 勝弥	47 名	98.67%
54～55	山下 栄蔵	戸田 裕也	50 名	98.74%
55～56	岡本 健	代々木和男	45 名	99.33%
56～57	岩沢 幸男	中林 靖	50 名	99.18%
57～58	田辺 政雄	内野 晃	48 名	99.11%
58～59	武藤 松一	渡辺 武	50 名	97.86%
59～60	戸田 裕也	寺崎 誠三	45 名	96.31%
60～61	田沼 文衛	岩岡 正	45 名	96.27%
61～62	中林 靖	赤柄 忠昭	50 名	97.83%
62～63	内野 晃	薮島 五郎	51 名	96.96%
63～64 (h1)	代々木和男	遠藤 真作	53 名	95.65%
平成 1～2	薮島 五郎	幸内 伸雄	47 名	94.68%
平成 2～3	近藤 襄	渡辺 宏未	50 名	94.50%
平成 3～4	幸内 伸雄	横井 好明	51 名	91.92%
平成 4～5	遠藤 真作	日高 信良	46 名	91.91%
平成 5～6	横井 好明	遠藤 一典	45 名	92.46%
平成 6～7	渡辺 宏未	井上 周輔	47 名	93.81%
	(横井 好明)			
平成 7～8	中林 靖	脇田 幸一	43 名	92.7%
平成 8～9	小林 新一	金子 朝夫	43 名	95.3%
平成 9～10	遠藤 一典	森 宏	43 名	95.4%
平成 10～11	脇田 幸一	市瀬 栄一	48 名	93.0%
平成 11～12	森 宏	須藤 保夫	39 名	92.6%
平成 12～13	藤津 均	村松 勇治	38 名	92.6%
平成 13～14	加藤 喜夫	森 一誠	38 名	86.8%
平成 14～15	市瀬 栄一	鶴岡 武	36 名	

(平成 14 年 6 月末現在)

3. 創 立

昭和 45 年 2 月 28 日 創立総会 (スポンサー・クラブ横浜港北 R C)

昭和 45 年 3 月 11 日 R.I.正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一

昭和 45 年 12 月 13 日 R.I.加盟 認証状伝達式

(横浜港南、横浜瀬谷、横浜緑、横浜旭、4 クラブ合同、於 横浜市民体育館)

☆ チャーターメンバー (24 名)

秋田 茂 昭 55.02.20 退会
 石川 治道 昭 52.06.30 退会
 岩崎 薫正 昭 57.06.30 退会
 小林 安雄 平 07.06.30 退会

浜田淳太郎 昭 48.01.31 退会
 細辻 文次 昭 47.06.28 退会
 岩本 正三 昭 63.07.08 退会
 松田 三郎 昭 47.06.07 退会

峰 政 博 昭 48.10.20 退会
相模原南 R C へ

三橋 英一 平成 04.03.21 死去

中山恒三郎 昭 60.04.24 退会

名倉 健二 平 10.12.30 名誉会員

柴田 清 昭 48.04.04 退会

岡本 健

鈴木 憲一 昭 53.09.01 死去

志田 宝 昭 47.11.29 退会

土志田昭吉 昭 54.08.29 退会

高橋 正文 昭 50.06.26 退会

足立 英一 昭 46.09.01 退会

富永 力 平 01.12.30 退会

麻生 和衛 昭 54.12.26 退会

鶴川 昇

藤森 茂 昭 47.04.05 退会

吉田晴太郎 昭 48.05.02 退会

4. 会 員 (6 月 30 日現在)

(1) 会員の種類

正会員	36 名	名誉会員	1 名
-----	------	------	-----

合計 37 名 (名誉会員含む)

チャーターメンバー 2 名

(2) 年令 (6 月 30 日現在)

30 才～39 才	3 名	40 才～49 才	4 名	50 才～59	9 名
60 才～69 才	9 名	70 才以上	9 名	80 才以上	2 名
最高 82 才		最年少 37 才		平均 59 才	

5. ビジター及びゲスト (前年度) 5 月末まで

例会数 44 回

来客数 ビジター 22 ゲスト 48

1 例会平均 1.59 人

6. 行事及び諸会合予定 (別紙プログラム添付)

7. 今期までの主なる歩み

		年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
1	チャーターナイト	1970年 12月 13日	石川 治道	柴田 清	(特別代表) 山崎 卯一
2	10周年記念	1980年 3月 22日	山下 栄藏	戸田 裕也	三澤 君夫
3	20周年記念	1989年 4月 1日	代々木和男	遠藤 真作	鶴川 昇
4	ガバナー出身	1990～1991年 鶴川 昇会員			
5	拡大実験	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
		1978年 5月 25日 創立総会	三澤 君夫	岡本 健	横浜田園RC 加藤 雅光
		1984年 3月 27日 創立総会	武藤 松一	渡辺 武	横浜たまRC 中山恒三郎
		1991年 5月 28日 創立総会	近 藤 襄	渡辺 宏未	新横浜RC 近 藤 襄
6	30周年記念	2000年 4月 1日	森 宏	須藤 保夫	山下 栄藏

横浜緑ロータリークラブ組織表

2002-2003 年度(平成 14 年度～15 年度)

1. 理事	市瀬 栄一	加藤 喜夫	鶴岡 武	長根 信康
	藤津 均	森 宏	森 一誠	
2. 役員	会 長	市瀬 栄一	副会長	森 一誠
		(会長エレクト)		
		副会長	加藤 喜夫	
	幹 事	鶴岡 武	副幹事	武藤 泰典
	S A A	藤田 孝次	副 S A A	下中 英輝
		副 S A A	新海 豊一	山崎 博文
	会 計	武藤 泰典		
3. 委員会 (◎印：委員長 ○印：副委員長)				
(A) クラブ奉仕委員会 (担当理事)	◎森 一誠	○脇田 幸一		
1.出席委員会	◎餅田 実	○河野 浩	伊藤 友義	
2.職業分類委員会	◎遠藤 一典	○代々木和男	内野 晃	
3.親睦活動委員会	◎濱田 茂	○河原 裕典	新海 豊一	伊藤 嘉伸
			長根 信康	山崎 博文
4.雑誌委員会	◎脇田 幸一	○石川 輝久		
5.会報委員会	◎斉藤 清紀	○河渕 雄	伊藤 友義	
6.会員選考委員会	◎矢嶋 誠治	○加藤 喜夫	藤田 孝次	
7.会員増強委員会	◎河渕 雄	○山下 栄蔵	濱田 茂	矢嶋 誠治
8.プログラム委員会	◎村松 勇治	○藤津 均		
9.ロータリー情報委員会	◎岡本 健	○森 宏	鶴川 昇	
10.広報委員会	◎斉藤 晃	○土志田 猛	河野 浩	石川 輝久
(B) 社会奉仕委員会 (担当理事)	◎長根 信康	○須藤 保夫	岡本 健	河原 裕典
(C) 青少年奉仕委員会 (担当理事)	◎北原 弘文	○斉藤 清紀	新海 豊一	
1.ライラ委員会	◎下中 英輝	○高嶋 経保		
2.インターアクト委員会	◎河原 裕典	○遠藤 一典	斉藤 晃	餅田 実
(D) 職業奉仕委員会 (担当理事)	◎加藤 喜夫	○大地 哲郎	脇田 幸一	
(E) 国際奉仕委員会 (担当理事)	◎藤津 均	○森 一誠	内野 晃	大地 哲郎
1.世界社会奉仕委員会	◎須藤 保夫	○村松 勇治		
2.ロータリー財団委員会	◎大地 哲郎	○土志田 猛	矢嶋 誠治	
3.米山奨学委員会	◎代々木和男	○森 宏		
(F) クラブ I T 推進 (担当理事)	◎長根 信康	○北原 弘文	伊藤 嘉伸	
	ガバナー補佐 森 宏			

2590 地区委員

- 1.地区諮問委員会 鶴川 昇
- 2.地区インターアクト委員会 濱田 茂

S・A・A活動計画書

委員長 藤田 孝次

副SAA 下中 英輝

SAA 新海 豊一

SAA 山崎 博文

例会は、会長・幹事・プログラム委員長と十分な連絡を取りながら秩序を保ち品位のある能率的な遂行に努め、会員はもちろんゲスト・ビジターの方々にも気持ちよく過ごしていただけるよう、明るく楽しい運営を目指します。

以下、次の目標を実現したいと思います。

- 1・着席を毎回変えて多くの会員とコミュニケーションを図れるようにしたい。
- 2・ゲスト、ビジターへの配慮を心がける。
- 3・例会開始前の談笑席をもうけたい。
- 4・ホテル側との連絡を密に取る。

クラブ奉仕委員会活動計画書

委員長 森 一誠

副委員長 脇田 幸一

クラブ奉仕委員会は当クラブの活性化に寄与せねばならない。会長の活動方針に従うことも大切ですが、各委員会の気持ちを大切に、活性化を図りたいと思う。

プログラムを中心に親睦、会報、会員増強、情報の各委員会が連携して運営されたら素晴らしいクラブになると思います。地区協議会で勉強したことを述べましたが、お互いに相互理解を深めながら遂行していけば、素晴らしいクラブ活動が出来ると確信いたします。

お互いのエリアをカバーしながら、奉仕の理想を追求していく所存です。皆様のご協力をお願い致します。

出席委員会活動計画書

委員長 餅田 実
副委員長 河野 浩
委員 伊藤 友義

Noblesse Obligeという言葉がありますが、この義務の遂行こそ、まさにロータリアンに課せられた責務であり、それは正しく例会に出席し、奉仕と自己の資質の向上に務めることと思ひ参加しやすい例会開催に努力してまいります。

本年は、次の目標が達成されますよう会員各位のご協力をお願い致します。

- (1) 出席向上につながる例会になるよう努力します。
- (2) 親睦と友情が一層深まるよう各種のクラブ活動への参加を奨励し奉仕に努めます。
- (3) 前年同様例会欠席のときは、必ず例会当日の 9 時までにファックス等で事務局へ連絡するようご協力願います。

職業分類委員会活動計画書

委員長 遠藤 一典
副委員長 代々木和男
委員 内野 晃

- 1・地域社会の実態に沿った職業分類調査をすすめたい。
- 2・前年度末の職業分類調査に基づいた充填・未充填の職業分類表を作成する。
- 3・現会員の職業分類を精査すると共に検討したい。
- 4・すべての職業分類に関する問題を会員増強委員と連携をとりながら必要に応じて理事会に計る。

親睦委員会活動計画書

委員長	濱田	茂
副委員長	河原	裕典
委員	新海	豊一
委員	伊藤	嘉伸
委員	長根	信康
委員	山崎	博文

「親睦はロータリークラブの目的であることに間違いはない。従って、会員相互の友情の強化もまたロータリークラブの目的である。しかし、ロータリークラブには、その親睦と友情を達する過程において(奉仕の理想)を追求するという重要な要素が入ってくることを忘れてはならない。もっと正確に言えば(奉仕の理想)を追求するための会員相互の親睦と友情の強化であり、と同時に、強化された親睦と友情はさらに強化された(奉仕の理想)の追求に通ずるということになり、このようにして事態は(友情親睦－奉仕の理想の追求－友情親睦－奉仕の理想の追求)という自転作用を営むのがロータリークラブの理論実体なのである」(小堀憲助 ロータリークラブ～その理論と実態と批判～より抜粋)

上記のロータリークラブにおける親睦の基本理念を念頭に置き、諸先輩方のご意見も取り入れながら、更なる活発な親睦活動を進めて行きたいと思います。また、今期はゲスト、ビジターの接待のあり方についての見直し、友好クラブである千葉緑RCとの交流を更に深めることを目標とします。

① 夜間例会

7月31日 10月30日 1月29日

② クリスマス家族会

12月18日

③ 春の家族会

未定

④ 期末懇親会

6月18日

⑤ クラブのゴルフ会

回数、日程とも未定

雑誌委員会活動計画書

委員長 脇田 幸一

副委員長 石川 輝久

- ① 月の初めの例会で「ロータリーの友」誌の内容紹介をし、会員各自が興味を覚えて「帰ったらかならず読もう」という気持ちを持ってもらうようにする。
- ② 会員は読み終わった「ロータリーの友」を自分の事業所の応接室、待合室においてロータリーアン以外の人にも読んでもらうようにしていただきたい。
- ③ 雑誌月間にはふさわしい卓話もしくはフォーラムを実施する。

会報委員会活動計画書

委員長 斉藤 清紀

副委員長 河渕 雄

委員 伊藤 友義

会報委員会の役割は、クラブの情報と記録をまとめるにあります。

週報は、クラブの機関紙です。情報の伝達を通じてクラブ活動の活発化、親睦の促進を図るとともに、会員相互の意思疎通の場でもあります。また、クラブ例会の記録としての役割も担っています。

1. 定期的な記事の連載は、簡潔かつ正確に行う。
2. 各委員会と緊密な関係を保ち、行事予定、報告を記載し、広報の場としての役割を果たす。
3. 卓話については、事前に原稿を依頼させていただきたい。
4. 会員の発言の場として、広く建設的な意見を募る。
5. 近隣クラブと週報の交換を通じ、情報交換を行う。

会員選考委員会活動計画書

委員長 矢嶋 誠治
副委員長 加藤 喜夫
委員 藤田 孝次

昨年末、会員増強がクラブの重要な活動目標になっていたが、厳しい社会状況の中でなかなか順調に進まない結果になり今年も大変厳しいことが予想されますが職業分類も細分化同業の仲間に呼び掛け易いことで増員が出来ないか日頃も顔を合わせる機会を促えて仲間になれるよう働きかけるようにして3割以上の増強を計りたい。会員皆様のご協力をお願いいたします。

会員増強委員会活動計画書

委員長 河渕 雄
副委員長 山下 栄蔵
委員 濱田 茂
委員 矢嶋 誠治

ロータリーの世界会員数は、約 125 万人で、2005 年までには 150 万人に増強しようと R I では目標を置いております。

2590 地区のここ数年、会員数純増減の推移の傾向として期末に大きく出入りがありますので各年度の 6 月末の会員数純増減を調べてみますと、次のようになっております。

1998-99年度	6月末	-26人	-0.8%
1999-00年度	6月末	+62人	+2.0%
2000-01年度	6月末	-77人	-2.5%
2001-02年度	6月末	?	?

2001-02年度は現在（6/5）未定ですが、

景気の動向に密接に関係しており、会員純増は益々厳しい状況と思われます。

然し、今年度も出来るだけの事はやってみようと思っております。

昨年度の会員増強委員会では、会員1人1名以上の推薦キャンペーンを実施いたし、12名の入会推薦者を得ることが出来、1歩前進であったと思います。今期会長の意思もありますが、会員全員が一丸となって当たらなければ良い結果は生まれないでしょう。

入会者推薦キャンペーンは今期も継承しながら、まずは、一年間の会員増強活動プランを立て、プログラムを作成して、それに沿って実行してみようと思っております。

結果の良し悪しよりも、先ず増強計画の過程に力点を置きたいと思っております。

プログラム委員会活動計画書

委員長 村松 勇次

副委員長 藤津 均

今年度のプログラム計画は下記に重点をおいて計画致しました。

- 1・会員の職業の理解・10分程度の卓話を全会員が実施する。

地域で活躍している会員の相互理解を深め、一層地域にねずいた職業奉仕にも深く関係するものと思い、全員の紹介を多く実施して参ります。

- 2・毎月第4週は夕刻例会とする。(午後6時30分)

昨年月一回夕刻例会を実施した結果、昼例会と同等の出席率を得ましたので今年度も毎月第4週は夕刻例会として、楽しい例会にしたいと思っております。

- 3・卓話をより皆様の関心のある内容に努力して推進して参ります。

- 4・ゴルフなど親睦行事や家族例会など、親睦や会員相互の触れ合いを重視した多数会員の参加できるプログラム計画を推進して参ります。

各委員や会員の意見を適時採用してより良いプログラムを実施してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

2002年～2003年度前期プログラム表（平成14年～15年）

	平成14年7月	8月	9月	10月	11月	12月
第1週	3日 市瀬新会長 鶴岡新幹事 新任挨拶 (定例理事会)	7日 当クラブの定款 細則について クラブフォーラム 会長・幹事・森 (定例理事会)	4日 青少年奉仕活動 について クラブフォーラム 北原委員長 (定例理事会)	2日 職業奉仕について クラブフォーラム 加藤委員長 (定例理事会)	6日 出席について クラブフォーラム 餅田委員長 (定例理事会)	4日 卓話⑦ クラブ定例総会 (定例理事会)
第2週	10日 新年度計画発表 四大奉仕委員長 クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕	14日 夏休み・休会	11日 卓話②	9日 ガバナー公式 訪問	13日 卓話⑤	11日 卓話⑧
第3週	17日 広報活動について クラブフォーラム 斉藤・晃委員長	21日 会員増強について クラブフォーラム 河渕 委員長	18日 クラブ・IT推進 について クラブフォーラム 長根委員長	16日 卓話③ 米山について 代々木委員長	20日 ロータリー・財団について クラブフォーラム 大地委員長	18日 クリスマス・家族会
第4週	24日 親睦今期活動 について クラブフォーラム 濱田委員長	28日 卓話① 講師 篠田喜作氏 定例・夕刻例会	25日 ガバナー訪問に 備えて委員会報告 確認クラブア ッセンブリー 定例・夕刻例会	23日 卓話④ 新入会員の自己 紹介と職業報告 伊藤・山崎会員 定例・夕刻例会	27日 卓話⑥ 定例・夕刻例会	25日 休会
第5週	31日 夜間例会 つきみ野 「うかい亭」			30日 夜間例会		
年間行事	識字率向上月間	会員増強月間 及び拡大期間 ゴルフ部総会	新世代のための 月間 ゴルフコンペ 相模原 GC 9/26	職業奉仕月間 米山月間	ロータリー財団 月間 インターアクト 年次大会 ゴルフコンペ	クラブ総会

2002年～2003年度後期プログラム表（平成14年～15年）

	平成15年1月	2月	3月	4月	5月	6月
第1週	1日 休会	5日 IMシンポジウム意見取りまとめ クラブフォーラム (定例理事会)	5日 卓話⑪ (定例理事会)	2日 雑誌月間について クラブフォーラム 脇田委員長 (定例理事会)	7日 卓話⑰ (定例理事会)	4日 次年度計画について 会長エレクト 森一誠会員 (定例理事会)
第2週	8日 会長・幹事年賀の挨拶 (定例理事会)	12日 社会奉仕活動について クラブフォーラム 長根委員長	12日 卓話⑫	9日 移動例会 職場見学会	14日 RI 定款の細則について 会長エレクト 森一誠会員	11日 一年を省みて 四大奉仕委員長 クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕
第3週	15日 ロータリー・理解推進について クラブフォーラム 岡本委員長	19日 世界社会月間について クラブフォーラム 須藤委員長	19日 卓話⑬	16日 卓話⑮	21日 卓話⑱	18日 期末懇親会
第4週	22日 卓話⑨ 定例・夕刻例会	26日 卓話⑩ 定例・夕刻例会	26日 卓話⑭ 定例・夕刻例会	23日 卓話⑯ 定例・夕刻例会	28日 卓話⑲ 定例・夕刻例会	25日 今期終了挨拶 市瀬会長 鶴岡幹事 定例・夕刻例会
第5週	29日 夜間例会			30日 休会		
年間行事	ロータリー理解推進月間	世界理解月間 2月15日 IM		ロータリー雑誌月間 4月18～19日 地区大会		国際大会 末期懇親会

ロータリー情報委員会活動計画書

委員長 岡本 健
副委員長 森 宏
委員 鶴川 昇

愛されるロータリークラブを念頭において次の事を行いたい。

- ① 会員増強に熱心の余り入会手続きが簡素化されがちとなり、入会後の欠席や退会等が起きないように、増強、選考両委員会との連携を密にする。
- ② プログラム委員会、並びにSAAの協力を得て情報フォーラムを3、4回 行う。
- ③ 会長、幹事経験者を中心に3分間スピーチをお願いする。
- ④ 海外出張（旅行）される会員には努めて現地のRCを訪問して頂き、その活動振りを紹介して貰いたい。

広報委員会活動計画書

委員長 斉藤 晃
副委員長 土志田 猛
委員 河野 浩
委員 石川 輝久

ロータリーとその奉仕活動が地域社会に認識され、その理解と評価を得られるように努め活動する。

1. 地域の報道関係、ミニコミ誌等の活用。
2. 社会奉仕委員会及び青少年奉仕委員会等の活動を広報するための機会を探る。
3. 地域社会団体、ロータリーの奉仕プロジェクトの影響を直接受ける人々との交流。

上記の活動を通じて、地域社会内でクラブに対する一般の認識を高め会員増強の一助とする。

社会奉仕委員会活動計画書

委員長 長根 信康
副委員長 須藤 保夫
委員 岡本 健
委員 河原 裕典

社会奉仕委員長を仰せつかるにあたり、手続要覧やロータリー・ジャパン・ウェブなど資料をいろいろと見てみました。不勉強でお恥ずかしい話ですが、当クラブでは社会奉仕委員会と青少年委員会は別の体系になっておりますが、本来は社会奉仕委員会の中に青少年委員会があるということを初めて知りました。さらに小委員会として、環境保全・地域発展・人間尊重の各委員会を設けることが出来るということです。

今年度は、インターアクトクラブの年次大会は桐蔭学園高校が担当ということなので、青少年奉仕委員会と協力し、意義ある大会にするお手伝いをしたいと思います。

恒例のバザーも例年通り、実施する所存です。さらに、今年度は環境保全に関する活動に力を入れてみたいと思います。

ロータリアン各氏のご協力なくては、出来ないことも多いと思いますので、皆様のお力添えを宜しくお願い致します。

青少年奉仕委員会活動計画書

委員長 北原 弘文
副委員長 斉藤 清紀
委員 新海 豊一

日本代表の活躍に湧きに湧いたワールドカップ。中でも純粋にナショナリズムに燃えた青少年たちの姿に、私たちロータリアンは何を感じたのでしょうか。

ヘドロのような濁った社会環境の中で、耐えられなくなった魚が浮いてくるのは、ごく当たり前ののではと思われます。浮いた魚に「根性が無い！」と言うのではなく、社会環境を清くすることにもっともっと努めなければならないと思います。次世代の主役である彼ら、青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行きたいと思います。インターアクト委員会や社会奉仕委員会との協力はもとより、会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

ライラ委員会活動計画書

委員長 下中 英輝

副委員長 高嶋 経保

日本のロータリーでは、「青少年指導者養成プログラム」と称しているそうです。これからを担う青少年に対して、私どもロータリアンが、人間らしい心をどのように持たせるか、指導していける機会を作って行きたいと思います。今、まさに青少年犯罪は悪質化、凶暴化になり、これからもさらにエスカレートしていく可能性があります。その為にも私たち大人が諸団体との協力を持ってボランティア、イベントなど多くの青年たちの参加を求めて行きたい。そして、ロータリアンの皆様方にご協力お願いして、ライラに取り組んでいける様青少年奉仕委員会とインターアクト委員会の助言を頂き、活動をしていきたいと思います。

インターアクト委員会活動計画書

委員長 河原 裕典

副委員長 遠藤 一典

委員 斉藤 晃

委員 餅田 実

インターアクトは、14才～18才までの青少年のための奉仕クラブです。学校、地域社会に奉仕する事と国際理解推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づきその支援活動にロータリアンの理解と協力をお願いすること。現代の青少年に対する様々な事を桐蔭学園高等部の協力を賜り有意義な活動をして行く。地域区民祭、年次大会、地区大会、交流会、他校文化祭などインターアクトの行事に多数のロータリアンの積極的参加を求めるように呼びかける。青少年や地域社会に奉仕すべく募金活動や寄付などの呼びかけ、青少年に今後の人生に役立つ活動を行う。又、今年度は年次大会ホストクラブとして大会を成功させるよう会長・幹事をはじめ会員の皆様のご協力ご指導宜しくお願い致します。

職業奉仕委員会活動計画書

委員長 加藤 喜夫
副委員長 大地 哲郎
委員 脇田 幸一

ロータリアンでなくとも、誰もが自分の職業に誇りを持っているはずです。

ロータリアンでなくとも、誰もが自分の仕事を大切にし、精一杯努力しているはずです。

しかし、ロータリアンは一味違うのです。ロータリアンは、ロータリーの目的は職業奉仕の推進にある。職業を通して社会に奉仕する。という認識をしっかりと抱いている人々なのです。

本当にそうですか？改めてその認識を確認しあいたい。

- ① 職業についての卓話を会員の言葉で語ってもらう。(過去に在籍したロータリアンの素晴らしい職業奉仕振りについて も含めて)
- ② 職場訪問を行う。
- ③ 職業奉仕の理解を深めてもらうためのフォーラム開催を多くする。

国際奉仕委員会活動計画書

委員長 藤津 均
副委員長 森 一誠
委員 内野 晃
委員 大地 哲郎

国際奉仕委員会の役割は、先の地区協議会に示されたことから理解しうるものと思います。

- 1・自分のクラブの国際奉仕活動を、内外にしらしめる。
- 2・国際奉仕委員会の会議を行い、新規事業を検討する。これにはクラブの理事会の承認を得ることは当然である。
- 3・クラブの会員に国際奉仕について知らしめる。

以上が当委員会の主とする役割であります。それに基づき今期の具体的活動目標として

- 1・香港南RCとの姉妹関係の維持・発展
 - ・一月か二月に訪問を予定している。
 - ・中国レプラ村に対する支援
- 2・諸外国の災害支援に対して、協力する。
- 3・友好クラブと協議し国際奉仕を検討してみたい。
- 4・同額補助金について理解し、その活用を検討したい。

以上今期の目標としたい。さらに国際奉仕の活動として採用できることについても積極的に取り組みたい。

世界社会奉仕委員会活動計画書

委員長 須藤 保夫

副委員長 村松 勇治

今年度、国際ロータリーにてWCSのプロジェクトが、どのような内容かを確認すると共に、現時点の姉妹クラブである香港南RCと連携を取りながら具体的な世界社会奉仕活動を検討していきたいと考えます。

しかしながら、藤津年度で香港南RCと中国本土奥地のハンセン氏病多発村の救済はまさに、世界社会奉仕活動の真骨頂であったにもかかわらず、中国本土にRCが無いために認められなかったとの事は、誠に不可解なことでありました。その理由をガバナー事務所に確認したいと思います。

いづれにしろ、世界社会奉仕活動を行なっていく上で、同クラブとの姉妹関係を継続していく事は大変重要な事であり、今年度も国際奉仕委員会と連携を取り、香港南RCと具体的な活動を早期に実施していきたいと思います。

ロータリー財団委員会活動報告書

委員長 大地 哲郎

副委員長 土志田 猛

委員 矢島 誠治

1. ロータリー財団の使命

地域レベル、国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することです。

2. ロータリー財団の活動

ロータリーはポリオ撲滅の為に過去4億6,200万ドルを超える寄付を行い、122カ国20億人を超える児童の予防接種を手伝う為に100万人を超える会員を動員してきました。今後も2005年までの撲滅を目指しWHOと共に援助を継続します。またGSEや国際親善奨学金プログラムの継続を行ないます。

3. 募金目標

1人100ドル以上

事業は継続事業である事を認識し地区よりの要請に基づき、目標額の達成とベネファクター・フェローの送り出しに協力します。

米山奨学委員会活動計画書

委員長 代々木和男

副委員長 森 宏

米山奨学会は、日本全国のロータリアンの寄付金を財源として日本で学ぶ優秀な外国人に対し、ロータリーの理想とする国際理解と相互の理解に努め、国際親善と交流を深めるために奨学金を支給し援助する民間最大の奨学会であります。この事業の意義を十分に認識していただくために努めます。

- 1) ロータリー米山記念奨学会に関する情報提供
- 2) 普通寄付、特別寄付の目標額の十分な達成

クラブ I T 推進委員会活動計画書

委員長 長根 信康

副委員長 北原 弘文

委員 伊藤 嘉伸

2年前にC I C Oを承り、昨年度・今年度と3年連続のI T推進委員長と言う事になりました。昨年度は、ホームページの開設や会報委員会と共同での会報の自作化、クラブ資料の自作化など、パソコンを使用したI T化は比較的に順調に進む事が出来たと思います。今年度もその流れを滞らせることなく、進めてゆきたいと思います。

今年度の課題として、I T化による事務局の負担をなるべく軽減するためにも、クラブのI T化だけではなく、会員一人一人のI T化を進めて行けるように良い方法を考えて活動したいと思います。皆様ご協力をお願い致します。

2002～2003年度 予算表

(平成14年7月～平成15年6月)

会 計 武藤泰典

I. 一般会計

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	10,800,000	10,800,000	0	300,000×36名×100.0%(名誉会員1名除く)
中 途 入 会 者 年 会 費	600,000	600,000	0	300,000×4名×100.0%×50.0%
入 会 金	400,000	400,000	0	100,000×4名×100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	100,000	100,000	0	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	11,950,000	11,950,000	0	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本 部 関 係	人 頭 分 担 金	180,000	180,000	0	5,000×36名×100.0%
	地 区 分 担 金	936,000	936,000	0	26,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金	144,000	144,000	0	4,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	540,000	540,000	0	15,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 出 展 費	0	200,000	▲ 200,000	地区大会ブース出展
	I ・ M	360,000	360,000	0	10,000×36名×100.0%
	地 区 協 議 会	432,000	432,000	0	12,000×36名×100.0%
	米 山 奨 学 金	180,000	180,000	0	5,000×36名×100.0%
	小 計	2,772,000	2,972,000	▲ 200,000	
	総 務 関 係	例 会 費	4,412,000	4,070,000	342,000
記 念 品 費		280,000	280,000	0	7,000×40名×100.0%(本人誕生日・奥様誕生日用)
通 信 費		100,000	100,000	0	
消 耗 品 費		300,000	300,000	0	
印 刷 費		500,000	500,000	0	
事 務 委 託 費		120,000	120,000	0	
備 品 費		50,000	50,000	0	
交 際 費		200,000	200,000	0	
雑 誌 文 献 費		170,000	170,000	0	4,000×40名×100.0%
慶 弔 費		100,000	100,000	0	
事 務 局 地 代 家 賃		300,000	300,000	0	25,000×12ヶ月
保 守 ・ 修 繕 費		150,000	150,000	0	
補 助 費		100,000	0	100,000	ガバナー補佐用
予 備 費		0	0	0	
特 別 積 立 金		200,000	200,000	0	
小 計	6,982,000	6,540,000	442,000		
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	1,000,000	1,000,000		
	出 席	(5,000)	(5,000)	0	
	職 業 分 類	(5,000)	(5,000)	0	
	親 睦	(300,000)	(300,000)	0	
	雑 誌	(5,000)	(5,000)	0	
	会 報	(300,000)	(300,000)	0	
	会 員 選 考	(5,000)	(5,000)	0	
	会 員 増 強	(5,000)	(5,000)	0	
	プ ロ グ ラ ム	(100,000)	(100,000)	0	
	R 情 報	(5,000)	(5,000)	0	
	S . A . A	(0)	(0)	0	
	広 報	(100,000)	(100,000)	0	
	ク ラ ブ I T 推 進	(100,000)	(100,000)	0	
	予 備 費	(70,000)	(70,000)	0	
	小 計	1,000,000	1,000,000	0	
支 出 合 計		10,754,000	10,512,000	242,000	
次 期 繰 越 金		1,196,000	1,438,000	▲ 242,000	

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日	2,000 円
奥 様 誕 生 日	5,000 円
結 婚 記 念 日	0 円
計	7,000 円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	800,000	800,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	800,000	800,000	0	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕	30,000	30,000	0
	社 会 奉 仕	200,000	200,000	0
	青 少 年 奉 仕	200,000	200,000	
	R Y L A	(80,000)	(100,000)	▲ 20,000
	イ ン タ ー ア ク ト	(120,000)	(100,000)	20,000
	国 際 奉 仕	300,000	300,000	
	国 際 奉 仕	(200,000)	(200,000)	0
	世 界 社 会 奉 仕	(10,000)	(10,000)	0
	ロ ー タ リ ー 財 団	(10,000)	(10,000)	0
	奨 学 生 受 入 支 出	(80,000)	(80,000)	0
	小 計	730,000	730,000	0
	奨 学 生 受 入 支 出	0	0	0
	そ の 他 予 備 費	0	0	0
	支 出 合 計	730,000	730,000	0
次 期 繰 越 金	70,000	70,000	0	

※前年度は、年会費(¥200,000)と食事代(¥100,000)と分離して計上しましたが、今年度は食事代込み(¥300,000)の年会費で計上いたしました。

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	医 術	内科医		
		Physician		
		循環器科医		
		Circuiatory		
		外科医		
		Surgeon		
		小児科医		
		Pediatrist		
		産婦人科医		
		Obsterician and Gynecologist		
		歯科医		
		Dentist		
		口腔外科医		
		Oral Cavity Surgeon		
		整形外科医		
		Orthopedic Surgeon		
		耳鼻咽喉科医		
		Ear Nose and Throat Doctor		
		眼科医	藤津 均	院長
		Ophtalmologist	フジ眼科・歯科クリニック	
		歯科矯正医	加藤 喜夫	院長
		Dent Orthdonic	愛誠歯科医院	
		麻酔科医		
		Anesthetist		
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	副理事長
		Hospital	横浜新緑総合病院	
		専門病院		
		Specialty Hospital		
		薬局		
		Pharmacy		
	保 険	保険代理業	北原 弘文	ファイナンシャルプランナー
		Insurance Ageny	ソニー生命保険㈱	
	衛 生	クリーニング店		
		Cleaning Shop		
	衣 料	洋品店		
		Cotton Goods		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名 役 職	
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	衣 料	洋服店		
		Clothing		
		呉服店		
		Japanese Cloth Shop		
	食 品 及 び 嗜 好 品	レストラン		
		Resturant		
		菓子店		
		Cake Shop		
		酒店		
		Alcholic Store		
	日 用 品	スーパー		
		Super Market		
		文房具		
		Stationery		
	教 育	幼稚園		
		Kindaergarten		
		高等学校		
		Senior High School		
		短期大学		
		Sumier College		
		私塾		
		Praivate School		
	ビジネスサービス	弁護士		
		Lawyer		
		税理士		
		Tax Service		
		司法書士		
		Judiciary Scribner Service		
		経営相談	伊藤 嘉伸	代表取締役
		Business Counseling Service	(有)PCシステム	アルファ
		測量士		
		Surveyor		
		地域工業団体	餅田 実	専務理事
		Industrial Circle	(社)横浜北工業会	
	貿易業	経営コンサルタント	新海 豊一	代表取締役
		Business Consaltant	(株)サンコー	

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	宗 教	仏教	斎藤 清紀	副住職
		Buddhism	福聚院	
		神道		
		Shintoism		
	運 輸 及 び 倉 庫 業	運送業		
		Trucking Service		
		倉庫業		
		Storage		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	代表取締役
		Motor Freight Transportation	(株)横浜ドリームライン	
	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	代表取締役
		Blower Mfg	(株)武藤電機	
		建設機械		
		Construction Machinery		
		機械工具		
		Machine and Tool		
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役
		Nonferrous Metals Refining	アジア物性材料(株)	
		精密機械		
		Precision Machinery		
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		Sheet Metal Working		
		金型製造		
		Molds Mf' g		
	自 動 車	自動車販売		
		Automobile Dealers		
		自動車整備		
		Automobile Repairing		
		カーデザイン		
		Car Design		
	電 気 及 び 通 信	電気設備		
		Electric Construction		
		電話事業		
		Telephone Service		
		情報通信		
		Information		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	電 子 機 器	電子試験機	河 渕 雄	代表取締役
		Electronic Tester	新電子工業(株)	
	印 刷 及 び 広 告	書籍販売		
		Book Distributin		
	印 刷 及 び 広 告	広告業		
		Advertisement		
		印刷		
		Printing		
		新聞配付		
		News Paper Distributin		
		看板広告		
		Advertisting Service		
	美 容 及 び 整 形	理容		
		Barber		
		美容院		
		Beauty Shop		
	ホ テ ル 及 び 観 光	ホテル	濱 田 茂	代表取締役
		Hotel	(株)パストラル	
		旅行斡旋業		
		Tourist Agency		
	建 設 業	建設請負業		
		Generai Contracting		
		木造建築		
		Architest		
		ビル建築		
		Building Construction		
		土木工事	山 崎 弘 文	代表取締役
		Public Works	山崎建設(株)	
		舗装工事		
		Pave Construction		
		建築リフォーム	市 瀬 栄 一	代表取締役
		Reform ot Building	(株)不二健	
		電気工事		
		Electric Construction		
		水道工事		
		Waterpipe Construction		

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正会員（Active）	建設業	鉄道建設		
		Railroad Construction		
		設備工事	村松 勇治	代表取締役副社長
		Equipment Construction	(株)ジェス	
	建設業	型枠工事		
		Concrete Support Construction		
		塗装工事		
		Painting Construction		
		建築設計		
		Architect		
		造園業	藤田 孝次	顧問
		Landscape Service	(株)三橋緑化興業	
		推進工事	長根 信康	代表取締役社長
		Watersupply&Disposal Construction	(株)ナガネ	
	建築材料及び室内装飾	建築材料		
		Building Material		
		生コン配布		
		Concrete Distributing		
		家具室内装飾	森 一誠	代表取締役
		Upholstering	(有)宮地	
		ガス・プロパン		
		Gas and Propan Distributing		
	不動産	不動産業	須藤 保夫	代表取締役
		Real Eatate Agency	(有)須藤企画	
		ビル賃貸		
		Building Renting		
		土地賃貸		
		Proprietary Renting		
	農林及び園芸	農業		
		Agricuiture		
		木材販売		
		Lumber Distributing		
	畜産	飼料		
		Feeds		
		獣医		
		Veterinary Surgeon		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	金融	都市銀行		
		City Banking		
		地方銀行	河野 浩	支店長
		Local Banking	横浜銀行中山支店	
		外国為替銀行		
		Foreign Exchange Banking		
		信用金庫		
		Credit Banking		
		証券業	伊藤 友義	支店長
		Securities	日本グローバル証券青葉台店	
	スポーツ及びレク リ エ ー シ ョ ン	ゴルフ練習場		
		Golf Traningyard		
		ペットショップ		
		Pet Shop		
	保 安 警 備 事 業	警備保障	石川 輝久	顧問
		Security & Guard Service	(株)ジェイ・アメニティサービス	
	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	代表取締役
		Mortician	(株)薫	
	名 誉 会 員		名倉 健二	

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 (A c t i v e)		大学、高校、中学	鶴川 昇	理事長、学長、校長
		University, High School, Junior High School	学校法人 桐蔭学園	
		銃器	岡本 健	代表取締役
		Fire Arms	(株)ミロク精機製作所	
		建設機械	山下 栄蔵	会長
		Construction Machinery	山下工業(株)	
		外科医	内野 晃	院長
		Surgeon	内野医院	
		建築材料	代々木和男	代表取締役
		Building Material	(有)代々木商店	
		ビル賃貸	矢嶋 誠治	代表取締役
		Building Renting	矢嶋地所(株)	
		ビル賃貸	遠藤 一典	代表取締役
		Building Renting	(有)藤栄	
		不動産業	土志田 猛	代表取締役
		Real Estate Agency	(株)岩本不動産商会	
		土地賃貸	斎藤 晃	代表取締役
		Proprietary Renting	(株)八廣	
		鉄道建設	森 宏	相談役
		Railroad Cnstruction	森建設(株)	
		看板広告	高嶋 経保	代表取締役
		Adverti Sting Service	横浜標識(株)	
		産婦人科医	脇田 幸一	院長
		Obstercian and Gynecologist	脇田産婦人科医院	



Rotary International®

*ロータリー・クラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、

ロータリー・クラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする：

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日

までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

- (c) 取消。また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

** 第2節に関する暫定規定 第6条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

第3節 正会員

RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

** 2001年規定審議会は、会員の種類（シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員およびアディショナル正会員）を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) **権利および特典。** 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) **主な活動。** 各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) **是正または修正。** 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

**** 第2節に関する暫定規定** 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款第6条第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

第8条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならないとなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) **例会の前後14日間。** 本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
 - (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
 - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI理事会を代行するRI理事会またはRI会長の承認を得て招集されたRI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または(RI理事会の承認を得た)他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
 - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
 - (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。
 - (6) 本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) **例会時において。** 例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。

(5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(c) 転勤による長期の欠席。会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第3節 RI役員欠席

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第4節 出席の記録

本条2節 (b) 項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条 理事および役員

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第5節 役員の選挙

(a) 会長を除く役員の任期。各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対して結果報告するものとする。

第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a) 会員身分。会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(1) 理事会は、正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する正会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また

(3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

(c) 名誉会員の加盟の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分をもう1年度継続することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 一 会費不払

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結 一 欠席

(a) 出席率。会員は、

(1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

(2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第2節もしくは第3節に従う場合を除いては、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。

その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結をする前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

(a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) 仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

(d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。

(e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権 — その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条 ロータリーの雑誌

第1節 購読指定

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかった理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第15条 仲介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

第16条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条（名称）および第3条（所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。



*ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計および_____名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た_____名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員_____名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された_____名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計および直前会長である。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年 12月 に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第5条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している)

第2節

本クラブの毎週の例会は _____ 曜日 _____ 時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第2節(b)項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節の別段の規定によるものでなければならない。

*注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款および国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案をRI事務総長に提出してRI理事会の審議を乞わなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎年_____に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は\$_____とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額_____とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

(注：ロータリアン誌の購読料は年間米貨12ドルとする。)

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 委員会

第1節

- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

- (b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

- (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする：

出席委員会

クラブ会報委員会

親睦活動委員会

雑誌委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

- (g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

人間尊重委員会

地域発展委員会

環境保全委員会

協同奉仕委員会

第8条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a) 出席委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること — これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる — を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよい奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (b) 職業分類委員会。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (c) クラブ会報委員会。この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (d) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (e) 雑誌委員会。この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を

手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

- (f) 会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (g) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (h) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会。この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする：

- (a) 人間尊重委員会。この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。
- (b) 地域発展委員会。この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。
- (c) 環境保全委員会。この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

- (d) 協同奉仕委員会。この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第8条第2節(b)項の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第10条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務所については、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および7月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第11条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第12条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第12条 名誉会員選挙の方法

第1節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブの幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第2節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件を、すべて満たしている事を確認するものとする。

第3節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行い承認または不承認を決定する。

第4節

推薦基準は、下記の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) パスト会長、またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴20年以上
- (c) 推薦者7名以上
- (d) 理事会の承認を得るものとする。

第5節

例会の食事代と、クラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

以上本条の発効日は平成10年7月1日とする

第13条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたらば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 議事の順序

開会宣言
来訪ロータリアンの紹介
来信及び告示事項
委員会報告(もしあれば)
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第15条 改定

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定する事が出来る。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各委員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背徳するとき改定または条項追加を本細則に対して行う事は出来ない。

